

秋田県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則

平成19年2月1日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する者を定めるものとする。

(職務代理の順序)

第2条 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときにおいては、広域連合長があらかじめ指定した順序により副広域連合長が広域連合長の職務を代理する。

2 広域連合長及び副広域連合長がともに事故があるとき又は欠けたときは、事務局長の職にある職員が広域連合長の職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。